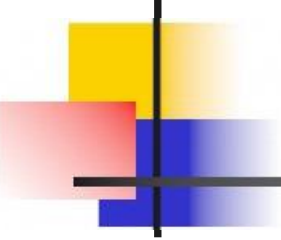


令和6年度第1回
別府市国民健康保険運営協議会

【諮問事項】

令和7年1月27日
別府市いきいき健幸部保険年金課



内容

I. 国民健康保険税賦課限度額の改正について

- | | |
|---------------------------------|----|
| 1. 令和7年度国保事業費納付金（仮）及び標準保険料率について | P2 |
| 2. 令和6年度国民健康保険税率の県下状況について | P3 |
| 3. 令和7年度国民健康保険税率等の改正（案）について | P4 |
| 4. 国民健康保険税賦課限度額の改正理由について | P5 |
| 5. 国民健康保険税率について | P7 |

I. 国民健康保険税賦課限度額の改正について

1. 令和7年度国保事業費納付金(仮)及び標準保険料率について

・大分県は、県内市町村に対し令和7年1月9日時点の仮算定値として、県国保運営の財源となる「国保事業費納付金」と市町村ごとの標準的な保険料率の水準である「標準保険料率」を示しました。

(1) 国保事業費納付金と必要保険税額

	令和6年度	令和7年度	増減
国保事業費納付金	3,161,691千円	2,973,652千円	▲188,039千円

※国保事業費納付金は、翌年度の県全体の医療費推計や県全体に係る公費などの収支見込を基に県が算定し、市町村が納付する額は所得水準や被保険者数・世帯数、医療費水準により按分され決定されます。

	令和6年度	令和7年度	増減
県の示す必要保険税額	2,299,945千円	2,201,789千円	▲98,156千円
一人当たり必要保険税額	118,072円	120,367円	2,295円

※必要保険税額は、県が国保事業費納付金の額から市町村ごとの公費などの収支見込などを加減算定して市町村に示します。数値は軽減前のもので、実際は所得に応じて7割・5割・2割の軽減措置が行われます。

(2) 標準保険料率と現行保険税率

	所得割	均等割	平等割
A: 標準保険料率	15.83%	49,274円	30,047円
B: 現行保険税率	14.42%	42,000円	31,600円
差: A - B	1.41%	7,274円	▲1,553円

2. 令和6年度国民健康保険税率の県下状況について

- ・令和6年度の県内各市町村の国民健康保険税率は以下のとおりです。
- ・令和5年度の税率から引上改定のあったものは青字、引下改定のあったものは赤字で表示しています。

単位：円

区分		大分	別府	中津	日田	佐伯	臼杵	津久見	竹田	豊後高田	杵築	宇佐	姫島	日出	九重	玖珠	豊後大野	由布	国東
医療給付費分	所得割額	8.65%	9.30%	8.72%	8.34%	9.50%	9.50%	9.50%	9.20%	10.40%	10.50%	9.00%	6.72%	8.90%	9.80%	9.85%	9.50%	9.65%	8.00%
	均等割額	26,500	25,200	22,700	24,800	26,000	22,500	26,000	26,800	28,000	26,000	23,500	17,400	23,700	29,500	28,000	24,000	25,400	21,800
	平等割額	25,700	20,000	17,700	18,500	23,000	20,000	17,600	18,600	22,300	22,000	18,500	14,900	22,100	26,000	26,000	19,000	20,600	16,200
	限度額	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万	65万
後期支援金分	所得割額	2.49%	2.40%	2.53%	3.15%	2.16%	2.10%	2.50%	3.15%	2.50%	2.80%	2.90%	2.12%	2.40%	3.50%	2.80%	2.90%	3.00%	2.50%
	均等割額	7,700	7,000	7,400	9,100	6,600	6,100	7,300	9,100	6,500	7,000	7,000	5,600	6,300	10,000	8,100	8,600	7,000	7,900
	平等割額	6,900	4,600	5,000	6,800	5,100	4,500	4,800	6,300	5,200	5,700	5,100	4,600	6,000	7,600	6,800	6,600	8,000	7,600
	限度額	24万	24万	24万	24万	24万	24万	24万	24万	24万	24万	24万	24万	24万	24万	24万	24万	24万	24万
介護納付金分	所得割額	2.50%	2.72%	2.64%	2.26%	1.83%	1.95%	1.83%	3.05%	1.85%	2.50%	2.81%	1.16%	2.10%	3.10%	2.30%	2.70%	2.20%	2.20%
	均等割額	8,700	9,800	9,200	9,600	7,900	7,300	6,600	10,900	7,400	8,500	8,300	4,000	7,400	10,500	9,000	8,800	8,100	8,300
	平等割額	5,900	7,000	4,700	5,100	4,500	4,500	4,000	5,400	4,700	5,500	4,500	2,700	4,500	6,400	5,500	5,000	4,300	5,800
	限度額	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万	17万

※大分県のホームページに掲載(令和6年9月25日時点)

3. 令和7年度国民健康保険税率等の改正(案)について

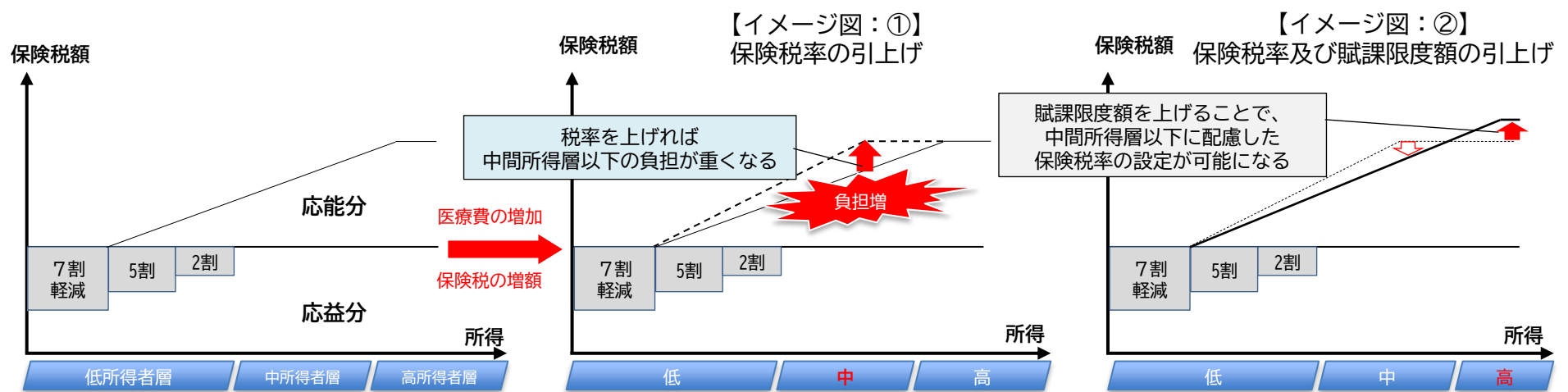
・今回の改正案では、限度額について、医療給付費分を1万円、後期支援金分を2万円引き上げることとします。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	改正案	増減	備考
医療給付費分	所得割率	9.80%	9.80%	9.30%	9.30%	9.30%		前回改正：令和5年度 (9.80%⇒9.30%)
	均等割額	27,200円	27,200円	25,200円	25,200円	25,200円		前回改正：令和5年度 (27,200⇒25,200)
	平等割額	23,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円		前回改正：令和4年度 (23,000⇒20,000)
	限度額	630,000円	650,000円	650,000円	650,000円	660,000円	+10,000	
後期支援金分	所得割率	2.40%	2.40%	2.40%	2.40%	2.40%		前回改正：平成27年度 (2.45%⇒2.40%)
	均等割額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円		前回改正：平成25年度 (6,000⇒7,000)
	平等割額	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円	4,600円		前回改正：平成24年度 (4,200⇒4,600)
	限度額	190,000円	200,000円	220,000円	240,000円	260,000円	+20,000	
介護納付金分	所得割率	2.72%	2.72%	2.72%	2.72%	2.72%		前回改正：平成27年度 (2.85%⇒2.72%)
	均等割額	9,800円	9,800円	9,800円	9,800円	9,800円		前回改正：平成21年度 (9,500⇒9,800)
	平等割額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円		前回改正：平成21年度 (8,200⇒7,000)
	限度額	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円	170,000円		

4-1. 国民健康保険税賦課限度額の改正理由について 【背景】

賦課限度額を引き上げる背景

- 国保税の負担は、負担能力に応じた公平なものとする必要がありますが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、円滑な運営を確保する観点から被保険者の税負担に一定の限度を設けています。
- 高齢化等により医療給付費等が増加する一方、被保険者の所得は十分に伸びない状況において、税負担の上限を引き上げずに、税率の引上げにより必要な税収入を確保しようとした場合、高所得者層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなります。【イメージ図：①】
- そこで税負担の上限を引き上げることで、高所得者層に負担いただくことにはなりますが、中間所得層以下の被保険者に配慮した保険税の設定が可能となります。【イメージ図：②】

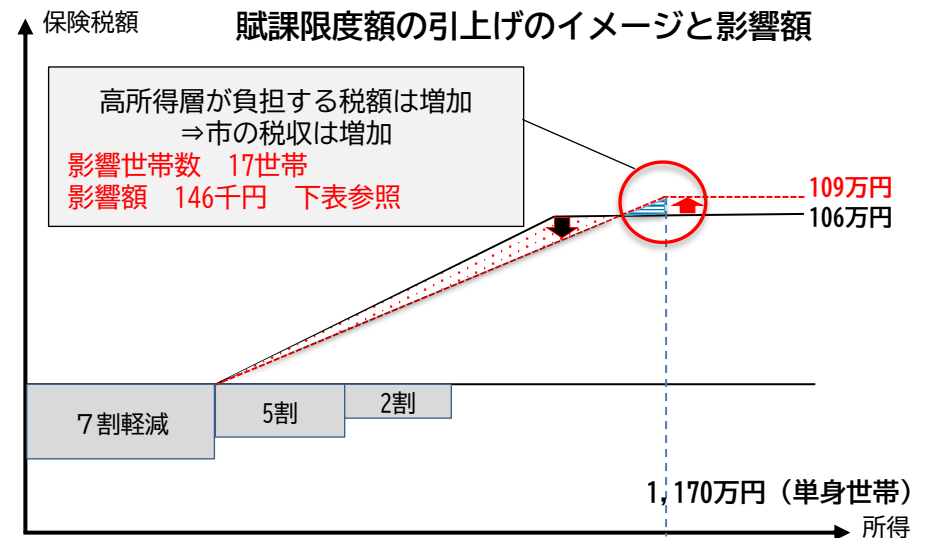


4-2. 国民健康保険税賦課限度額の改正理由について 【影響】

今回の引き上げに伴う影響

- 令和7年度の国保税の上限は、現行の106万円から3万円引き上げられ109万円になります。
- 内訳は医療分は1万円、後期支援分は2万円の増加、介護納付分は据置きです。(右表参照)
- 新たな上限額を適用するのは、給与収入(年金収入)が1,170万円以上の単身世帯等で、これは総加入世帯のうち最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の約1.5%となります。
- 別府市における同条件の世帯は、総世帯の約0.06%(17世帯)で、影響額は約15万円になる見通しです。(右表参照)

	医療 給付分	後期 支援分	介護 納付金分	合計
引き上げ前	65万円	24万円	17万円	106万円
引き上げ後 (引上げ幅)	66万円 (1万)	26万円 (2万)	17万円 (据置)	109万円 (3万)



改正前(引き上げ前)		改正後(引き上げ後)		影響	
世帯数	超過する額	世帯数	超過する額	世帯数	※影響額
232	221,555千円	215	218,608千円	17	146千円

※改正前は限度額は超えていたが、改正後には限度額に届かなくなる世帯の超過額の計

5. 国民健康保険税率について

- ・過去3年度(令和3～5年度)にわたり、医療給付費分について、保険税率引下げの改定を行い、令和6年度は現行維持としました。
- ・令和7年度の保険税率について、引き続き現行維持としたい。
- ・今後の国民健康保険特別会計は、下記要因により厳しい運営状況が予想されますが、当分の間、基金を活用し、保険税率の引上げを抑制します。

【要因1】国保事業費納付金の増

- ・県が財政運営の中心となった平成30年度以降、別府市の国保事業費納付金は、約29億円程度で維持されてきました。
- ・納付金の算定基礎となる県全体医療費は過去3か年の伸び率の平均から求められますが、令和6年度は令和3年度のコロナ禍での受診控えの反動による一時的な増を受け、約31億6千万円となりました。
- ・令和7年度は、約29億7千万円に戻したものの、今後も増額傾向が予想されます。

【要因2】保険税収の減

- ・被保険者数は、人口減少の進行や被用者保険の適用拡大に伴い減少しており、沿う形で保険税収は減額傾向が予想されます。

基金の状況

- ・国保制度改革に伴う収支の改善により、平成29年度から基金の積立を開始し、令和4年度末で約16億円の残高になり、ピークを迎えました。(令和5年度は基金利子のみの積立で)
- ・今後も収支均衡に努めますが、保険税収の減額とともに収支はマイナスとなり、令和6年度は基金からの補填が必要になる見込みです。約70,000千円
- ・県内統一保険税が予定される令和11年度まで基金残高維持に努めます。